

件名：特例郵便等投票について

6月18日、第204回通常国会において、「特定患者等の郵便等を用いて行う投票方法の特例に関する法律」が成立し、公布されました。

1 新型コロナウイルス感染症で宿泊・自宅療養等をしている方で、一定の要件に該当する方は、令和3年6月23日以後に、その期日を公示又は告示される選挙から「特例郵便等投票」が可能になりました。

在外選挙人名簿に登録されている方につきましても、帰国中に、新型コロナウイルス感染症により宿泊・自宅療養等を行い、一定の要件に該当する場合は、「特例郵便等投票」の対象になります（ただし、衆議院議員又は参議院議員の選挙における投票に限ります）。

2 「特例郵便等投票」の詳細につきましては、以下の総務省ホームページをご覧ください。

https://www.soumu.go.jp/senkyo/senkyo_s/news/tokurei_yuubin.html

(了)